

野外焼却(野焼き)は法律で禁止されています

野外焼却(野焼き)は、煙・悪臭等により近隣に迷惑をかけるだけではなく、ダイオキシン類等の有害物質の発生により、環境汚染や健康被害を引き起こす恐れもあるため、一部の例外を除き、法律で禁止されています。

また、違法な野外焼却(野焼き)が原因となる火災が多く発生しておりますので、絶対に止めましょう。

○罰金・罰則
廃棄物を違法焼却した場合、5年以下の懲役または一〇〇〇万円以下の罰金が処せられます。

○焼却禁止の例外
①震災、風水害、火災等の災害の予防、復旧のために必要な廃棄物の焼却。
②風俗慣習上または宗教上の行事を行う際の焼却。
③農業・林業または漁業を営むため、やむを得ない物の焼却。

(例) どんどん焼き等
(例) 稲わら、もみ殻、刈り草、雑草、漁網に付着した海産物等

○消防への届出・報告

(野外焼却の例外)

稻わら等の例外とされる廃棄物を焼却する際、火災と間違えて通報されることがあります。このため、事前に消防署へ届出、もしくは電話連絡をお願いします。

消火器を正しく使用できますか?

消火器は、私たちにとつて最も目にすることの多い身近な消火器具です。

しかし、実際の火災における消火器の使用率は50%程度となっています。皆さんにはいざというときに適切に使用することができますか?

消火器の使い方

- ①安全栓を上に引き抜きます。
- ②ホースを外し火元に向けます。
※噴射するとホースの先が暴れてしまうので先端を持ちます。
- ③レバーを握って噴射します。
※火元にいきなり当てるのではなく、手前からホウキで聞くように近づけます。

注意点

- ・火災を見つけたら「火事だー」と叫び、周りの人々に知らせましょう。
- ・消火器の噴射時間は15秒程度です。1本で足りない場合は2~3本の消火器を用意しましょう。
- ・天井等に延焼している場合は消火器の適応能力を超えていません。避難を優先しましょう。

適応火災表示マーク



平成24年 危険物取扱者試験 事前講習会開催のお知らせ

平成24年6月3日(日)に第1回危険物取扱者試験が実施されます。受験者を対象とした事前講習会を次のとおり開催いたします。希望される方はお申し込みください。

講習会日

平成24年5月14日(月)から5月17日(木)までの4日間で実施します。

場所

留萌市末広町4丁目
留萌消防会館2階

お問い合わせ

留萌消防組合消防署予防課保安係
TEL 42-12295



●紙面に対するお問い合わせは●

留萌消防組合
小平支署 予防係
電話 56-2221
鬼鹿支署
電話 57-1253



古い消火器は使わないで下さい。